

警視庁救助技能検定規程

昭和 51 年 3 月 27 日

訓令甲第 9 号

存続期間

(沿革) 昭和 52 年 7 月 訓令甲第 15 号(い)
平成 5 年 11 月 同第 20 号(ろ)
11 年 2 月 同第 2 号(は)
14 年 9 月 同第 37 号(に)改正

(準拠)

第 1 条 災害及び事故の現場における救助活動に必要な技能の検定(以下「検定」という。)は、この規程の定めるところによる。

(検定の目的)

第 2 条 検定は、災害及び事故現場における救助技能について、その訓練の成果を審査し、併せて正しい技能の普及と向上を促進し、もつて災害及び事故現場における的確な救助活動と二次災害の防止を図ることを目的とする。

(検定の機関)

第 3 条 検定を行うため、警視庁本部に警視庁救助技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干人をもつて構成する。
- 3 委員長には、警備部長をもつて充て、委員には、委員長の指名する者をもつて充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 委員会の庶務は、警備部災害対策課において行う。

(検定の種目)

第 4 条 検定の種目は、機動救助技能及び水難救助技能とする。

(検定の級位及び科目)

第5条 検定の級位は、機動救助技能初級、中級及び上級並びに水難救助技能初級、中級及び上級とする。

2 検定の科目は、検定の種目に応じ、必要な学科及び実技とする。

(検定の実施)

第6条 検定は、委員長が必要に応じ、その種目及び級位を指定して、随時、実施するものとする。

(受験の資格)

第7条 受験者は、[別表第1](#)の救助技能検定受験者の身体的要件を満たし、かつ、受験種目及び級位に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしている者でなければならない。(い)

(1) 初級

警視庁術科技能検定規程(昭和52年7月18日訓令甲第15号。以下「術科技能検定規程」という。)に定める救急法(以下「救急法」という。)初級以上の資格を有し、かつ、受験しようとする検定種目の無級者

(2) 中級

受験しようとする検定種目の初級位取得後1年を経過した者。ただし、機動救助技能にあつては救急法上級の資格を、水難救助技能にあつては術科技能検定規程に定める水上安全法3級以上の資格を、それぞれ有している者でなければならない。

(3) 上級

受験しようとする検定種目の中級位取得後1年を経過した者。ただし、水難救助技能にあつては、[労働安全衛生法](#)(昭和47年法律第57号)第61条第1項に定める潜水士免許を有している者でなければならない。

(検定の方法)

第8条 検定は、次に定めるところにより実施するものとする。

(1) 機動救助技能

ア 学科

機動救助活動に必要な知識について行う。

イ 実技

機動救助活動に必要な救助技術及び資器材操作について行う。

(2) 水難救助技能

ア 学科

水難救助活動に必要な知識について行う。

イ 実技

水難救助活動に必要な救助技術及び資器材操作について行う。

(検定の合格基準)

第 9 条 検定の合格基準は、[別表第 2](#) の機動救助技能検定合格基準及び[別表第 3](#) の水難救助技能検定合格基準に定めるとおりとする。

(合格の通知)

第 10 条 委員長は、検定に合格した者(以下「合格者」という。)の氏名、検定種目、級位及び合格年月日を、その者の所属長に通知するものとする。(は、に)

(合格証書の授与)

第 11 条 委員長は、合格者に対して検定種目に応じ、[別記様式第 1](#) の合格証書を授与するものとする。

(名簿の備付け)

第 12 条 委員会は、検定種目別の級位ごとに、[別記様式第 2](#) の救助技能検定合格者名簿を備え付け、所要事項を記録しておくものとする。

(検定実施の細部事項)

第 13 条 検定の実施について必要な細部事項は、委員長が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この訓令施行の際、機動救助隊等の編成および運用要綱(昭和47年8月30日通達甲(備.備1.雑)第5号)に基づき、警備部長が機動救助隊又は水難救助隊の要員として現に指定している者及びかつて指定した者は、この規程に定める検定の種目に応じ、それぞれ初級検定に合格したものとみなす。
- 3 この訓令施行の際、前項の該当者で通算経験年数が1年以上のものについては、この規程に定める検定種目に応じ、初級位取得後1年を経過した者とみなし、受験資格に適合する場合は、中級検定を受験させることができる。
- 4 検定は、当分の間、委員長が指定する所属に勤務する職員について行う。
- 5 略〔警察手帳規則施行規程の一部改正〕
- 6 略〔警視庁職員人事記録取扱規程の一部改正〕

別表第1(第7条関係)

救助技能検定受験者の身体的要件		
検定種目	身体的要件	
機動救助技能	(1) 懸垂	6回以上の能力があること。
	(2) 脈はく	100メートル疾走後、平常脈はくに回復する時間が5～7分以内であること。
	(3) 握力	左右40キログラム以上であること。
	(4) 単脚直立	10秒以上の能力があること。
	(5) 裸眼視力	左右0.7以上であること。
	(6) 肺活量	3500cc以上であること。
	(7) 血圧	最高100以上140以下、最低60以上90以下であること。
水難救助技能	(1) 懸垂	6回以上の能力があること。
	(2) 脈はく	100メートル疾走後、平常脈はくに回復する時間が5～7分以内であること。
	(3) 握力	左右40キログラム以上であること。
	(4) 次の水泳能力を有すること。 ア 潜水泳法で10メートル以上(中級以上は15メートル以上) イ 自由な泳法で100メートル以上(中級以上はクロール又は早抜手で300メートル以上)	
	(5) 完全呼吸保留	40秒以上であること。

(6) 裸眼視力	左右 0.7 以上であること。
(7) 肺活量	3500cc 以上であること。
(8) 血圧	最高 100 以上 140 以下、最低 60 以上 90 以下であること。
(9) 耳、鼻、心臓、肺に疾患のないこと。	

別表第 2(第 9 条関係)

機動救助技能検定合格基準			
科目	級位	合格基準	摘要
1 学科 災害事故現場、 機動救助技術及び 装備資器材に関する知識 2 実技 (1) 救助技術 ア ロープの結索、 巻き方、携行方法 イ 懸垂線の構成、 けい留点の作成 ウ 登はん、懸垂 降下、ロープ ブリッジ エ 要救助者の各 種縛着 オ 要救助者の救 出 (2) 資器材操作 救助用装備資 器材の点検及び 操作	初級	学科及び実技の合計 点が 70 点以上の者を 合格とする。ただし、1 項目につき 100 点満点 で 50 点未満のものがあ るときは、不合格とす る。	1 救助に必要な基礎的知識と技 術を習得し、通常の災害事故現 場において、適正に救助活動が 行えるか否かについて検定す る。 2 学科は、基礎的知識について 行う。 3 実技は、救助技術 3 種以上及 び資器材操作 3 種以上について 行う。
	中級		1 救助に必要な知識と技術に習 熟し、複雑な災害事故現場にお いて、迅速、的確な救助活動が 行えるか否かについて検定す る。 2 学科は、高度な知識について 行う。 3 実技は、救助技術 5 種以上及 び資器材操作 5 種以上について 行う。
	上級		1 救助に必要な知識と技術に 熟達し、複雑な災害事故現場に おいて、迅速、的確な救助活動 が行えるか否か及び指導能力 の有無について検定する。 2 学科は、高度な知識及び指導

		<p>する。ただし、1項目につき100点満点で60点未満のものがあるときは、不合格とする。</p>	<p>上の留意事項について行う。</p> <p>3 実技は、救助技術5種以上及び資器材操作5種以上について行う。</p>
--	--	---	--

別表第3(第9条関係)

水難救助技能検定合格基準			
科目	級位	合格基準	摘要
1 学科 水難事故現場、水難救助技術及び装備資器材に関する知識 2 実技 (1) 救助技術 ア ロープの結索、巻き方、携行方法 イ 素潜り ウ スクーバー潜水 エ 捜索法 オ 水中捜索活動 (2) 資器材操作 装備資器材の点検及び操作	初級	学科及び実技の合計点が70点以上の者を合格とする。ただし、1項目につき100点満点で50点未満のものがあるときは、不合格とする。	1 水難救助に必要な基礎的知識と技術を習得し、通常の水難事故現場において、適正に救助活動が行えるか否かについて検定する。 2 学科は、基礎的知識について行う。 3 実技は、救助技術3種以上及び資器材操作3種以上について行う。
	中級		1 水難救助に必要な知識と技術に習熟し、複雑な水難事故現場において、迅速、的確な救助活動が行えるか否かについて検定する。 2 学科は、高度な知識について行う。 3 実技は、救助技術5種以上及び資器材操作5種以上について行う。
	上級		1 水難救助に必要な知識と技術に熟達し、複雑な水難事故現場において、迅速、的確な救助活動が行えるか否か及び指導能力の有無について検定する。

	特に優秀な者を合格とする。ただし、1項目につき100点満点で60点未満のものがあるときは、不合格とする。	2 学科は、高度な知識及び指導上の留意事項について行う。 3 実技は、救助技術5種以上及び資器材操作5種以上について行う。
--	--	--